

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることがある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社C事業部D工場に雇用され、荷役及び設備メンテナンス業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、通勤途中、運転する普通乗用自動車で交差点において信号待ちをしていて青信号になり発進したところ、後方から大型貨物自動車に追突され負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、E病院を受診し、「頸椎捻挫、腰椎捻挫」と診断され、同月〇日、Fクリニックに転医し、「頸部捻挫、腰部捻挫、バレー・リュー症候群」と診断され、さらに、平成〇年〇月〇日、G病院を受診し、「両眼白内障（外傷性）」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が治癒後、障害が残存するとして障害給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、障害等級第14級を超える残存障害がある旨主張するので、以下検討する。

(2) 請求人に残存する頸部及び腰部の障害の程度については、決定書理由に説示のとおり、頸部捻挫及び腰部捻挫により、頸部及び腰部に疼痛等が残存していることが認められるが、画像所見においても器質的異常は認められず、明らかな神経学的異常も認められないことから、いずれの障害も障害等級第14級の9(系列13)「通常の労務に服することはできるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」に該当するものであると判断する。

なお、同系列(系列13)に該当する神経症状であることから、労災則第14条第4項により、準用第14級に該当するものと判断する。

(3) 請求人が、後遺障害と主張するバレー・リュー症候群については、決定書理由に説示のとおり、当審査会において一件記録を精査するも、バレー・リュー症候群は認められないので、請求人の主張は採用することができない。

(4) 頸椎及び腰椎の可動域制限について、H医師は、平成〇年〇月〇日付け診断書及び平成〇年〇月〇日付け症状所見書において、「疼痛伴う可動域制限あり」と述べており、I医師も、同年〇月〇日付け鑑定書において、「心因性障害の身体的特徴の一つと考えられる」と述べていることに鑑みると、当該可動域制限は上記(2)の疼痛による障害として評価すべきものと判断する。

(5) 請求人は、本件事故に起因する精神障害に基づく後遺障害は障害等級第9級

の7の2に該当すると主張する。しかし、請求人の主張する精神障害が本件事故に基づく身体損傷を原因として生じたものであることを認めるに足りる客観的かつ的確な資料はないことに照らし、請求人の主張は採用することができない。

(6) 以上のとおり、請求人に残存する障害は、決定書理由に説示のとおり、障害等級準用第14級に該当するものと判断する。

(7) なお、請求人の主張について仔細に検討したが、上記判断を左右するに足りるものは見いだすことができなかつた。

3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はないから請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。